

社会福祉法人 加賀福祉会

ヘルパー和

訪問介護事業所

やわらぎ
和



事業の概要

営業日：月曜日～金曜日（祝祭日も営業）

営業時間：8：30～17：30

実施地域：加賀市片山津温泉1区

利用料金：介護認定区分により異なります
お問い合わせください

お問い合わせ：加賀市片山津町ム30番

ケアハウス和（やわらぎ）内

☎ 75-3500



ホームページ
Eメール

<http://www.yawaragi.ne.jp>
yawaragi@kagacable.ne.jp



介護保険のサービス対象となるもの

身体介護

身体介護はご本人が食事・入浴などの生活動作ができず、介助を必要とする場合にケアマネジャーの作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けられれば、世帯や家族の状況に関わらず利用できます



生活援助

利用者が一人暮らしの場合で身体状況などにより自分で家事が困難な場合や、同居する家族等が傷害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により、家族などによる家事が困難な場合にケアマネジャーの作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けられれば利用できます



介護保険のサービス対象とならないもの

- ・利用者本人以外のための行為
 - ・ホームヘルパーが行わなくとも日常生活に支障がないと判断される場合
 - ・日常的に行われている家事の範囲を超える行為
- は対象になりません



例えば同居する家族の食事の用意や洗濯など、利用者本人以外（家族・親戚・友人など）のための家事は含まれません

ヘルパーによる医療行為は認められていません
ケアマネジャーに相談し訪問看護などのサービスを利用しましょう

例えば病院へ通院介助し、診療が終わるまでの時間にヘルパーが利用者宅の掃除や洗濯することは含まれません

預貯金の引き出しなど、金銭や貴重品の取り扱いをヘルパーに頼むことはトラブルの原因にもなるためできません